

岳南広域消防組合消防本部告示第 4 号

岳南広域消防組合火災予防条例（平成7年岳南広域消防組合条例第9号。以下「条例」という。）第51条の2第1項の規定により、消防長が火災が発生した場合に消火活動に重大な支障が生ずるおそれのあるものとして指定する洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（以下「洞道等」という。）を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 月 17 日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悦智



- 1 条例第51条の2第1項に規定する消防長が消火活動に重大な支障が生ずるおそれのあるものとして指定する洞道等は、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のため通常、人が出入りすることのできるもので、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 洞道その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）で、その長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が50メートル以上のもの
 - (2) 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物
 - (3) 前2号以外で消防長が特に必要と認める洞道等
- 2 条例第51条の2第2項に定める重要な変更とは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 経路の変更

- (2) 出入口、換気口等の新設又は変更
- (3) 通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更
- (4) 安全管理対策の大幅な変更

附 則

この告示は、令和4年1月17日から施行する。